

科学技術・学術審議会 情報委員会における下部組織の設置について

令和 6 年 1 月 25 日
科学技術・学術審議会
情 報 委 員 会

情報委員会運営規則第 2 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会 情報委員会に以下の下部組織を設置する。

名称	調査審議事項
情報科学技術分野における戦略的重要研究開発領域に関する検討会	情報科学技術分野において戦略的に重要な研究開発領域の動向及びそれらを踏まえて国が講ずべき取組等に係る事項について

上記のほか、下部組織を置いての検討が必要となった場合、都度、委員会の決定に基づき、下部組織を設置する。

以上